

奈良女子高等学校 いじめ防止基本方針

I. 基本理念

奈良女子高等学校は、いじめを「決して許さない」「見逃さない」学校づくりを推進する。いじめは、生徒の尊厳を著しく傷つけ、その生命・身体・心に深刻な影響を与える重大な人権問題であり、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって防止に取り組む必要がある。令和7年3月に改訂された「奈良県いじめ防止基本方針」に基づき、本校では多様性を尊重し、互いの違いを認め合う学校環境を整えることを基本理念とする。また、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめを「しない・させない・許さない」教育を推進するとともに、発達段階に応じた予防的・発達支援的な生徒指導を重視し、早期発見・迅速な対応を進めていく。

(1) 本校及び教職員の務め

本校では、全教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許されない行為であるとの認識を持ち、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、全教育活動を通していじめの防止に努める。

(2) 家庭との連携

本校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みや協力も大切である。本校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組み、事案の対応にあたっても、いじめを受けた生徒と行った生徒の双方の保護者を支援し、問題のより良い解決に努める。

(3) 生徒の活動

生徒が主体的に取り組む行事や様々な教育活動を通じて、生徒とともにより良い集団づくりや、人間関係の構築、いじめ防止などに取り組む。

II. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

(1) いじめの認知

- ①特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策委員会」を活用して行う。
- ②いじめは、社会性を身につける途上にある生徒が集団で活動する場合、未然防止に努めていても、発生すると考えておくことが大事である。教員から見て生徒間のトラブルやけんか、ふざけあいと見えるもののなかにいじめがあると考え、限定的に解釈せず、認知にあたる必要がある。
- ③いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- ④生徒間のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性を踏まえ、いじめの定義に従い適切に判断する。

- ⑤学校においては、発生しているいじめを初期段階のものも含めもれなく認知した上で、その解消に向けて取り組む。

(2) いじめの判断

- ①表面的・形式的に判断せず、丁寧な聴き取りを実施し、事実確認を適切に行う。
- ②いじめを受けた生徒本人の立場に立ちながら周辺の状況等を客観的に確認する。
- ③いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることがないように努める。
- ④いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ⑤丁寧な聴き取りをもとに、事実確認を行う過程で、いじめを受けたと訴える生徒が、そのいじめを受けた前後において相手に対していじめに該当するような行為をしているという場合もありうる（双方向のいじめ）。この場合には、そのいじめを受けたと訴える生徒が受けた行為もいじめに該当するとともに、当該生徒が相手に行った行為もいじめに該当するという判断を行う。
- ⑥被害者の救済を最優先するために、被害感情を重視する定義とした法の趣旨を踏まえ、いじめを受けた生徒の感じる被害感情に着目して見極める。外見的にはけんかやふざけ合いに見える場合や好意から行った行為が思わず、心身の苦痛を感じさせてしまったような場合などもいじめに該当するという判断を行う。
- ⑦ 本人が苦痛を感じていなくても、状況からいじめと判断する場合もある。
 - ・校内やその他の場所（SNS 上含む）で、悪口を言われたり書かれたりしていることを本人が知らずにいる場合
 - ・本人が嫌がると思われる行為をされていることを本人が知らずにいるような場合 など

(3) いじめの解消

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月文部科学大臣決定（平成29年3月最終改定））より、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月を目安とし継続していること。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じないかどうか面談などにより確認する。

Ⅲ. いじめ防止のための組織

いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などに関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) いじめ対策委員会の構成

- ①校長、副校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、コース主任、事務担当（学級担当）、人権相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー
- ②必要に応じて学年団教員、関係教職員、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官等の専門家を加える。

（２）活動内容

- ①基本方針に基づく取組の検討、年間計画作成・実行・検証・修正
- ②いじめに関する相談への対応、いじめの判断と情報収集
- ③いじめ事案への体制・対応方針の決定、事案の報告
- ④生徒や保護者、地域に対して、いじめ防止等の取組について情報を発信し、意識啓発を行う
- ⑤基本方針の機能の点検等ＰＤＣＡサイクルの実行

（３）会議の開催

- ①定期的に会議を開催し、その内容を教職員に周知する。

Ⅳ．いじめ未然防止への取組

生徒の命や心を守るためには、いじめのない環境をつくることが大切である。そのために、生徒を支える大人は、豊かな心や人間関係を育て、正義や公正を重視し、命の尊さを理解するなどして道徳性を養う必要がある。さらに、教職員・生徒・保護者が互いに相談しやすい関係を築き、信頼を深めていくことが求められる。

（１）「いじめは決して許されない」ことの理解を促す教育活動

- ①すべての生徒が、自他の生命の大切さを学び、かけがえのない存在であることを認識し、「いじめは決して許されない」という理解を深める。
- ②生徒が安心して自己有用感や充実感を感じられる学級・学校づくりを推進し、居場所づくりを進める。
- ③主体的・対話的で深い学びを取り入れ、分かりやすく規律ある授業を展開することで、生徒一人一人を大切にしたい学びを保障し、学習の充実を図る。
- ④協働的な活動を通じて、互いの信頼関係を深められるように支援する。
- ⑤いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処する力を育む。
- ⑥学校は保護者や地域と協働し、豊かな人間関係を築き、いじめを生まない・許さない社会づくりを推進する。
- ⑦資料等を活用した啓発活動を行う

（２）相談活動の充実

- ①定期的、日常的な個人面談を実施する。
- ②スクールカウンセラーの活用と連携の促進を図る。

（３）情報モラル教育（ネットリテラシー講座）の充実

- ①インターネットを通じて行われるいじめを防止するための啓発授業を実施する。
- ②公的機関・民間団体等と連携した情報モラル教育を実施する。

（４）保護者との連携の強化

①学年懇談会等で、いじめに関する学校の指導方針や実態などの情報を提供する。

②インターネットに関する法令等の規定を踏まえて、保護者の責務の周知徹底を図る。

(5) 教職員の力量向上

①徹底した生徒理解を深める。

②いじめを見抜き、いじめを許さず、いじめを起こさせない指導の充実を図る。

- ・外部研修への積極的な参加
- ・校内研修の充実
- ・「気づきシート」等による記録とその活用

(6) 学校として特に配慮が必要な次の生徒に関する理解の促進と適切な指導・支援の実施

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒
- ・性同一性障害や性的指向、性自認に係る生徒
- ・被災した生徒又は被災等により避難している生徒

V. いじめ早期発見への取組

いじめは、教職員や保護者が常に子どもたちを見守り、目を配ることが早期発見に大切なことである。日常の行動や会話等の中に含まれる「いじめの兆候」を見逃さないことや、アンケート・教育相談等により、いじめを早期に発見する。

(1) 教職員の細やかな目配りや情報交換

①「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうるものである」という認識に立ち、すべての教職員が生徒の日常的な観察を丁寧に行う等様子を見守り、生徒の小さな変化を見つける。

- ・登下校指導
- ・授業中、休み時間、清掃時間等の校舎巡回
- ・教員と生徒および保護者との対話（保護者電話連絡、「BLEND」等による情報）

②学年会議や職員朝礼、職員会議、生徒情報報告会等において常に情報を共有する。

(2) アンケートと教育相談

①生徒への定期的なアンケートの実施により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

②生徒および保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーによるカウンセリングの利用について広く周知する。

VI. いじめ問題発生時の対応

いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するとともに、認知したいじめに対しては、被害に遭った生徒の保護を優先し、組織的に、そして迅速に対応する。また、再発防止に向けて、いじめ行為に及んだ生徒の原因や背景を把握し、指導にあたる。いじめ問題発生時には、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたるとともに、いじめに関する事実や対応について記録していく。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめの疑いがある場合、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ②発見・通報を受けた教員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策推進法に基づき「いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- ③「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取る等対応にあたる。
- ④事実確認の結果は、速やかに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

(2) いじめを受けた生徒への対応

- ①いじめを受けた生徒の側に立ち、絶対に守り通すという姿勢を明確に伝え、共感しつつ話をよく聴き、いじめの内容や関係する生徒等の事実関係を明らかにする。
- ②具体的な対応を示し、必ず解決することを伝え、安心感を与えるとともに、注意深く見守り、安心感を持たせながら支援を行う。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、生徒の心のケアを図るとともに、解決が図られたと思われる事案についても継続して注意深く観察していく。

(3) いじめを行った生徒への対応

- ①いじめを行った生徒からも、十分に話を聴き、いじめの内容や関係する生徒等の事実関係を明らかにする。
- ②いじめは人間の生き方として絶対に許されない、卑怯な行為であることを理解させて、すぐにいじめをやめさせるとともに、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導する。
- ③「いじめ対策委員会」が中心となって組織的・継続的に見守り、指導を徹底する。
- ④いじめを行った原因や背景、発達上の悩みや葛藤等についても十分に配慮し、立ち直りを支援していく。
- ⑤必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、生徒の心のケアを図る。

(4) いじめを行った生徒の周囲の生徒及び集団への対応

- ①いじめている生徒のまわりで、一緒になって見ていることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- ②いじめられている生徒の気持ちになって考えると、何もしないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気づかせる。
- ③いじめは、他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、いじめを見かけたら、すぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

(5) 保護者への対応

- ①いじめを受けた生徒の保護者に対しては、迅速に丁寧に状況を説明する。
- ②徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去する。
- ③学校としての指導方針を伝え、誠実に対応する。
- ④いじめを行った生徒の保護者に対しても、迅速に丁寧に状況を説明する。
- ⑤学校としての指導方針を伝え、協力を求める。
- ⑥双方の保護者ともに連絡を密にし、謝罪の場を設ける等、誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用する。

(6) 関係機関・専門機関への対応

①いじめを認知した場合には、必要に応じて奈良県教育振興課に速やかに報告する。

②必要に応じて子ども家庭相談センターや警察等の関係機関に相談してその連携の下に解決を図る。

(7) ネット上のいじめへの対応

①ネット上の不適切な書き込み等に対する必要な措置として、内容の保存・プリントアウトを行い、書き込み内容等を把握して指導にあたる。

②書き込み内容によっては、警察等の関係機関に相談してその連携の下に解決を図る。

③ネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行う。

VII. 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し出があった場合などについて、疑いが生じた段階で「いじめ調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするため調査を開始するとともに、速やかに法人本部および知事に報告する。

(1) いじめ調査委員会の構成

①いじめ防止対策委員会とその他関係教職員など必要と認める者とする。

②構成員には有識者・弁護士・臨床心理士等第三者の参加を図り、当該調査の公平性、中立性の確保に努める。

(2) いじめ調査委員会の調査及び報告

①重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員・保護者がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

②調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮する。

③調査結果については、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。

④いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について説明する。

⑤調査結果を法人及び知事に速やかに報告する。

(3) 調査結果を踏まえた対応

①加害生徒に対する指導

調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、被害者生徒への謝罪の気持ちを熟成させるようにする。また、加害生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を求めながら行う。

②調査結果を踏まえた再発防止

いじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聞き取りを行った上で、客観的に事実確認を把握し、再発防止に努める。

いじめ問題発生時の対応の流れ

